

意見公募手続で公示した案と定めた命令等の差異

1. 今回の基準の緩和を対象とする連節バスについて、製造の過程において臨時運行が行えるように、保安基準第 5 6 条に保安基準第 2 6 条（非常口）を追加しました。
2. 今回の基準の緩和を対象とする連節バスについて、旅客自動車運送事業用自動車の非常口（連節バスの構造要件）についても基準の緩和が行えるよう追加しました。

以上